

# 子ども・子育て支援新制度の概要

## 子ども・子育て支援新制度について

### ○子ども・子育て支援新制度とは…

「子ども・子育て支援新制度」とは、子ども・子育て関連3法（①子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、関係法律の整備法）に基づき実施される、子ども・子育て支援に関する新しい制度のことです。幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や、地域の子ども・子育て支援の一層の充実、待機児童の解消などを目指しています。

### 【子ども・子育て支援新制度の主なポイント】

#### ① 幼児期の学校教育・保育に関する給付制度（「施設型給付」と「地域型保育給付」）の創設

- 幼稚園や保育所などに対しこれまで個別に行われてきた公的財政支援について、認定こども園・幼稚園・保育所に共通の「施設型給付」が創設され、給付が一本化されます。
- 新たな給付である「地域型保育給付」が創設され、6人以上19人以下の子どもを預かる「小規模保育」、5人以下の子どもを預かる「家庭的保育」、子どもの居宅において保育を行う「居宅訪問型保育」、従業員の子どものほか地域の子どもを保育する「事業所内保育」の4つについても公的財政支援の対象となります。

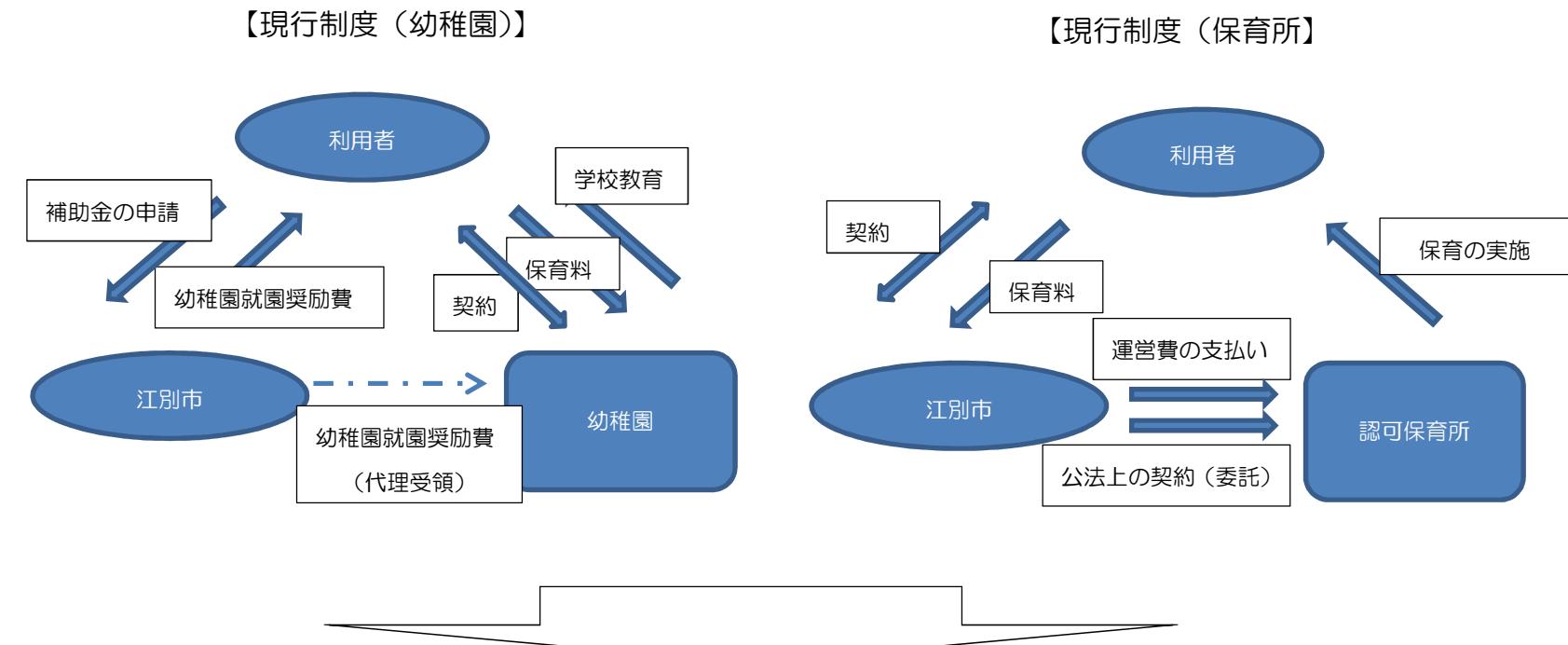
#### ② 認定こども園制度の改善

- 今まで複雑なしくみであった幼保連携認定こども園について、認可・指導監督等が一本化されます。また、認定こども園の財政支援を一本化し、設置の促進を図ることとされています。  
(既存の幼稚園や保育所からの移行については義務付けず、政策的に促進することとされています。)

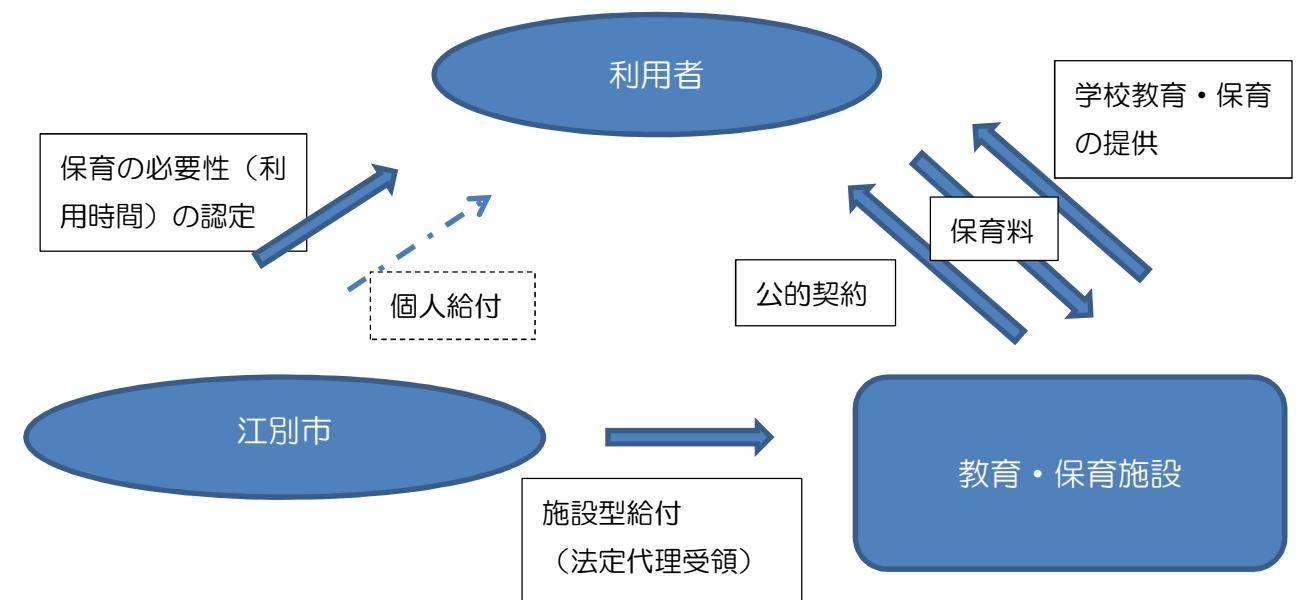
#### ③ 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実

- 消費税率引き上げによる財源を活用し、子ども・子育て支援の量や質の拡充を図ります。
- 保育が必要な子どものいる家庭だけでなく、「全ての子育て家庭を対象に」地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させるため、利用者支援事業、地域子育て支援事業などを、「地域・子ども子育て支援事業」として位置づけ、拡充を図ることとされています。

## 新制度の教育・保育サービス利用イメージ



## 【新たな制度（教育・保育施設）】







## 子ども・子育て支援新制度の概要

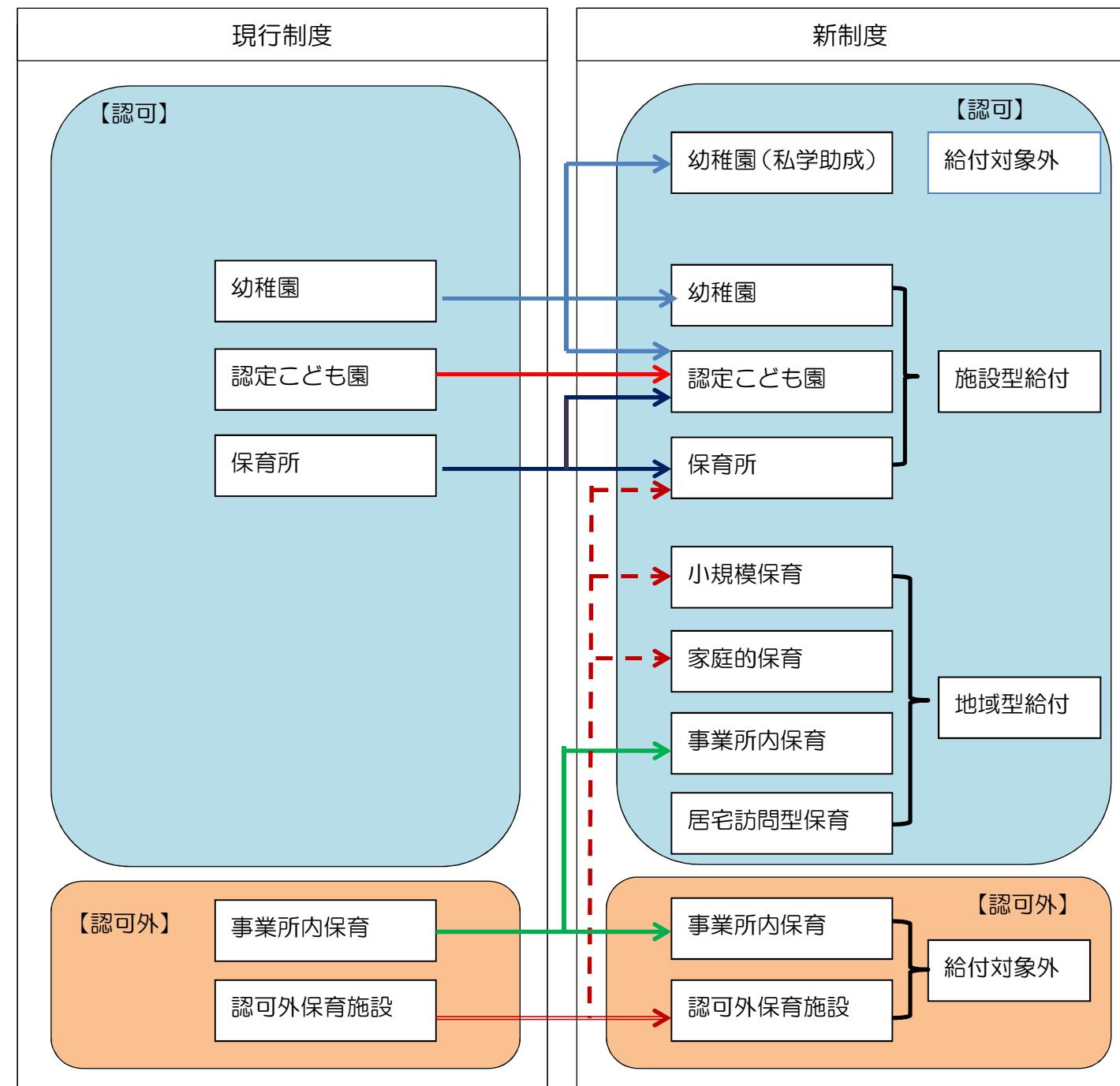
### 新制度における「認可」と「確認」について

	施設・事業	認可の権限	確認の権限
教育・保育施設	認定こども園	北海道	江別市
	幼稚園		
	保育所		
地域型保育	小規模保育	江別市	
	家庭的保育		「認可に関する基準」と「確認に関する基準」を新たに条例で定める必要があります。
	事業所内保育		
	居宅訪問型保育		

- ※「認可」とは、学校教育法、児童福祉法など基づく認可基準を満たしていることをいう。
- ※「確認」とは、上記の認可を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、市が対象となる施設・事業であると確認すること。
- 上記の「認可」及び「確認」を受けた施設・事業が、「子どものための教育・保育給付」の対象となります。
- ※事業所内保育事業が域型給付対象となるには、当該事業所従業員のほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供することが必要。

※ 新制度を実施するに当たり必要な基準について以下のとおり条例を定める予定  
 (仮称)江別市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準条例  
 (仮称)江別市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準条例

### 現行制度から新制度への移行の主なパターン



- ※各施設等の主な移行パターンを示したものであり、すべてのパターンを図示しているわけではありません。
- ※一部の幼稚園や事業所内保育、認可外保育施設など、新制度に移行しない場合があります。





## 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の概要

○新制度においては、学校教育法・児童福祉法などに基づく認可を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、市が、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、認定区分ごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、給付を支払う仕組み。

○教育・保育施設、地域型保育事業は、①学校教育法、児童福祉法等に基づく認可基準を満たすこと。②子ども・子育て支援法に基づく運営に関する基準（運営基準）を満たすことが求められる。

○このうち、運営基準については、国が定める基準を踏まえ、市が条例として定める必要がある。また、条例を定める際の「従るべき基準」、「参酌すべき基準」は以下のとおり。

従るべき基準	参酌すべき基準
<ul style="list-style-type: none"> <li>利用定員</li> <li>施設・事業の運営に関する事項であって、小学校就学前の子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するもの。</li> </ul>	左記以外のもの

○また、上記に加え、施設・事業者に対しては、子ども・子育て支援法において、①業務管理体制の整備と、②教育・保育に関する報告及び公表が求められている。

### 確認制度における利用定員の考え方と運営基準（案）

#### ○利用定員の考え方

- 利用定員設定に際しては、①保育所⇒20人以上、②認定こども園⇒20人以上、③幼稚園⇒最低定員を設けない。
- 利用定員の設定に際しては、①1号⇒3～5歳、②2号⇒3～5歳、③3号⇒0歳、1～2歳の区分とする。

#### ○運営基準

分類	主な検討事項（案）	分類	主な検討事項（案）
利用開始に伴う基準	内容・手続きの説明、同意、契約 応諾義務（正当な事由のない提供拒否の禁止） 定員を上回る利用申込があった場合の選考 支給認定証の確認、支給認定申請の援助 など	管理・運営等に関する基準	施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規定の策定、掲示 秘密保持・個人情報管理 非常災害対策・衛生管理等 事故防止、事故発生時の対応 評価（自己評価、学校関係者評価、第三者評価） 苦情処理 会計処理（会計処理基準、区分経理、使途制限等） 記録の整備
教育・保育の提供に伴う基準	幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供 子どもの心身の状況の把握 子どもの適切な処遇（虐待の禁止を含む） 連携施設との連携（地域型保育事業のみ） 利用者負担の徴収、（実費徴収、上乗せ徴収含む） 利用者に関する市町村への通知（不正受給の防止） 特別利用保育・特別利用教育の提供（定員外利用の取扱）	撤退時の基準	確認の辞退、定員減少における対応（利用者の継続利用のための便宜提供等）

## 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の概要

○新制度において、市内の放課後児童クラブ（放課後児童会）に係る設備及び運営の基準を条例で定めることになる。（改正児童福祉法第34条の8の2第1項）

条例を定めるに当たっては、放課後児童クラブに従事する者及びその員数については、厚生労働省令で定める基準に従うものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参照するものとする。

（改正児童福祉法第34条の8の2第2項）

○厚生労働省令で定める基準については、社会保障審議会児童部会の専門委員会で検討が進められ、平成25年12月25日に報告書がまとめられたところであり、同省令もこの報告書に沿った内容となる見込みである。国の基準案の概要は以下のとおり。

従うべき基準	参酌すべき基準
<p>○従事する者に関するもの 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条に該当する「児童の遊びを指導する者」（保育士、教諭免許を有する者等）であって、研修を受講した者とする。</p> <p>○職員数に関するもの 職員は2人以上配置することとし、うち1人以上は有資格者とする。</p>	<p>○集団の規模に関するもの 児童の集団の規模はおおむね40人まで ※40人を超えるクラブは、クラブの分割や複数の集団に分けた対応に努める。「児童数」は「毎日利用する児童の人数」に「一時的に利用する児童の平均利用人数」を加えた数で捉える。</p> <p>○施設・設備に関するもの 専用室は児童の遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能が十分に確保され、事業の実施時間帯を通じて専用で利用でき、面積は「児童1人当たりおおむね1.65m<sup>2</sup>以上」とする。</p> <p>○開所日数・時間に関するもの 開所日数は、年間250日以上を原則とし、開所時間は、平日につき1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とする。</p> <p>○その他の基準 「非常災害対策」、「虐待等の禁止」、「保護者、小学校等との連携等」、「事故発生時の対応」等を定める。</p>